

定額給付金給付事業Q & A（その10）

ホームレス等への周知、ネットカフェにおける住民登録関係

問1 ホームレスや事実上ネットカフェに寝泊まりしている者に対する定額給付金の周知について、参考事例を示されたい。

(答)

ホームレスや事実上ネットカフェに寝泊まりしている者（以下「ホームレス等」という。）については、当該者が住民登録又は外国人登録されている市町村（以下「登録地市町村」という。）が送付する申請書等が手元に届かないことが考えられるため、各市町村においては、域内におけるホームレス等の生活実態を踏まえ、必要に応じて、

- ① いざれかの市町村に住民登録又は外国人登録しているが、事実上、他の市町村にいる者は、登録地市町村において給付の対象となり、登録地市町村に、郵送で申請が可能であること
- ② いざれの市町村にも住民登録がない者は、基準日の翌日以降であっても住民登録を復活すれば、給付の対象となることについて周知を図ることが重要であると考えている。

既に中野区、神戸市、姫路市においては、別添のとおり、ホームレス等を主たる対象としたチラシを作成し、配布・掲示するといった取組みを行っているところであり、参考にされ、適切に対応願います。

なお、当該取組みに要する経費については、当然のことながら、事務費補助の対象となります。

○中野区の取組み：定額給付金の申請開始を周知する旨のチラシ（別紙1）を作成し、ネットカフェを訪問して、店に当該チラシを預ける。

○神戸市の取組み：定額給付金の申請方法などを記載したチラシ（別紙2）を作成し、職員がホームレスの方々の生活場所を訪ねてチラシを手渡したり、不在の場合は荷物のあるところに置くなどして配布。また、ネットカフェ利用者への周知のためのチラシ（別紙3）を作成し、ネットカフェに掲示を依頼。

○姫路市の取組み：定額給付金の申請方法などを記載したチラシ（別紙4）を作成し、職員がホームレスの方々の生活場所を訪ねてチラシを手渡しながら口頭での説明を行ったり、不在の場合は荷物のあるところに置くなどして配布。

問2 いわゆるネットカフェで寝泊まりしている方について、住民登録を行うことができるか。

(答)

住民基本台帳法における「住所」とは、各人の生活の本拠をいうものであり、その認定については、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定されるべきもの。いわゆるネットカフェについては、長期の宿泊や滞在を認めるかどうかなど形態は様々であり、また、個々人の生活実態や家族とのつながりなども異なることから、個別具体的な事案に即して、生活の本拠となるかどうかを市町村長が総合的に判断するものである。この際、ネットカフェといった名称の施設であったとしても、事案によっては、

① 長期契約が締結され、長期にわたって滞在する意思が明確にされており、かつ、

② 店舗の管理者が住民登録に同意している場合

には、一時的な施設の利用ではなく、生活の本拠たる住所と認められる場合があると考えられる。なお、長期契約の具体的な期間については、住所の認定が個別具体的な事案に即して総合的に決定されるものであり、あらかじめ一律の基準で示すことは困難である。

以上のような住所の認定に当たって、一時的な滞在ではなく、生活の本拠であることを明らかにするための確認資料としては、店舗側と居住者との間の契約書、店舗側が住民登録に同意する旨を明らかにした書面等が考えられる。

定額給付金の手続きが始まります！

申請書はどこでもらえる？

9月14日まで申請できます。

平成21年2月1日に住民登録のあった自治体（区・市・村）から、世帯主宛てに、申請書をお送りします。世帯主が、世帯全員の分をまとめて受け取る方式です。

2月1日の住民登録地が不明の方は？

中野区では、3月11日に、郵送します。

★ 定額給付金・住所地や住民登録などに関するご相談はこちらへどうぞ。

ネットカフェには、住民登録はできません

中野区 定額給付金担当

電話 3228 — 5740 (コールセンター)

中野区役所 定額給付金担当

掲示期限 H21年9月14日

ていがくきゅうふきんしきゅう
し
定額給付金支給のお知らせ

こうべしていがくきゅうふきん かかり
神戸市定額給付金の係

へいせい ねん がつ にちじてん じゅうみんとうろくなど ひと ていがくきゅうふきん
平成21年2月1日時点で住民登録等がある人には、定額給付金が
しきゅう ていがくきゅうふきん しちょうそん しんせい ほうぼう しきゅうじき こと
支給されます。定額給付金は、市町村ごとに申請の方法や支給時期が異な
りますので、以下の内容をよく確認してください。

○定額給付金の申請方法

しちょうそん こと じゅうみんとうろくなど しちょうそん たず
市町村によって異なりますので、住民登録等をしている市町村にお尋ね
ください(ご注意:住民登録・外国人登録している市町村がどこかを確認
しておいてください)。

○定額給付金の対象となる人

へいせい ねん がつ にちけんさい
平成21年2月1日現在で、

①住民基本台帳に登録されている人

へいせい ねん がつ にち まえ じゅうみんとうろく ひと いってい じょうけん
※平成21年2月1日より前に住民登録がなくなった人で、一定の条件
あ ひと あら じゅうみんとうろく ていがくきゅうふきん しきゅう
に合う人は、新たに住民登録をすることで定額給付金が支給されること
があります。

②外国人登録原票に登録されている人(在留資格などによって

こと くわ さいこ か でんわばんごう かく にん
異なりますので、詳しくは最後に書いてある電話番号でご確認ください)

支給金額の決定

○支給金額

ひとり えん しょうわ ねん がつ にちいせん う ひと へいせい
1人12,000円（ただし昭和19年2月2日以前に生まれた人と平成2
ねん がつ にちいこう う ひと えん ひと へいせい
年2月2日以降に生まれた人は20,000円。）

○必要書類

しんせいしょ ほんにん かくにん しょよい こうざ めいぎ こうざばんごう つうちょう うつ など
申請書、本人確認書類、口座名義・口座番号がわかる通帳の写し等

（銀行振込を優先して取り扱いますが、口座のない人は下の電話番号に
と あ
お問い合わせください）

こうべしない じゅうみんとうろくなど ひと こうべし しんせい
神戸市内に住民登録等をされている人については、神戸市に申請をし
てください。

こうべし がつけじゅんごろ しんせいうけつけ かいし よてい かいしじき
神戸市では、3月下旬頃に申請受付を開始する予定です。開始時期やそ
ほか した でんわばんごう かくにん
の他のことにつきましては、下の電話番号でご確認ください。

と あ でんわばんごう
問い合わせ電話番号

078-221-8192

定額給付金支給のお知らせ

神戸市定額給付金の係

平成21年2月1日時点で住民登録等がある人には、定額給付金が支給されます。定額給付金は、市町村ごとに申請の方法や支給時期が異なりますので、以下の内容をよく確認してください。

○定額給付金の申請方法

市町村によって異なりますので、住民登録等をしている市町村にお尋ねください（ご注意：住民登録・外国人登録している市町村がどこかを確認してください）。

○定額給付金の対象となる人

平成21年2月1日現在で、

①住民基本台帳に登録されている人

※平成21年2月1日より前に住民登録がなくなった人で、一定の条件に合う人は、新たに住民登録をすることで定額給付金が支給されることがあります。

②外国人登録原票に登録されている人（在留資格などによって異なりますので、詳しくは下の電話番号でご確認ください）

○支給金額

1人 12,000円（ただし昭和19年2月2日以前に生まれた人と平成2年2月2日以降に生まれた人は20,000円。）

○必要書類

申請書、本人確認書類、口座名義・口座番号がわかる通帳の写し等（銀行振込を優先して取り扱いますが、口座のない人は下の電話番号にお問い合わせください）

神戸市内に住民登録等をされている人については、神戸市に申請をしてください。

神戸市では、3月下旬頃に申請受付を開始する予定です。開始時期やその他のことにつきましては、下の電話番号でご確認ください。

問い合わせ電話番号

078-221-8192

定額給付金

1 目的

定額給付金は、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的として給付します。

2 紹介対象者

紹介対象者は、基準日（平成21年2月1日）において、①又は②のいずれかに該当する者

- ① 住民基本台帳に記録されている者
- ② 外国人登録原票に登録されている者（不法滞在者及び短期滞在者を除く。）

3 紹介額

紹介対象者1人につき 1万2千円

- ◎ただし65歳以上の者及び
18歳以下の者については 2万円

*65歳以上：昭和19年（1944年）2月2日以前に出生した者

*18歳以下：平成2年（1990年）2月2日以降に出生した者



4 申請・受給者

申請・受給者は、原則として基準日現在での世帯の世帯主となります。
(外国人の方はそれぞれの紹介対象者)

5 申請方法

申請書に必要事項を記載し、郵送（返信用封筒）にて提出してください。
次の書類を申請書の裏に貼り付けて提出してください。

*公的身分証明書等（運転免許証、パスポート、外国人登録証明書など）の写し

*振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳等の写し

6 紹介方法

定額給付金の受け取りは原則として口座振込となります。

(口座振込による受け取りが困難である場合は、総合窓口センター生活支援対策担当までご連絡ください)

お問い合わせ

平成21年

平成21年

3月25日から9月25日

までです。

ご不明な点がありましたら、
以下の問い合わせ先まで
お問い合わせください。

姫路市総合窓口センター
生活支援対策担当

079-221-1530

定額給付金のお知らせ

平成21年2月1日時点で住民登録等がある人には、定額給付金が支給されますので、以下の内容を確認してください。

○ 定額給付金の申請方法

申請書に必要事項を記載し、郵送（返信用封筒）にて提出してください。

○ 定額給付金の対象となる人

平成21年2月1日現在で、

① 住民基本台帳に登録されている人

*平成21年2月1日より前に住民登録がなくなっている人は、新たに住民登録をすることで定額給付金が支給されることがあります。

② 外国人登録原票に登録されている人

*在留資格などによって異なりますので、詳しくは生活支援対策担当までお問い合わせください。

○ 支給額

1人1万2千円（ただし昭和19年2月2日以前に生まれた人と平成2年2月2日以降に生まれた人は2万円）

○ 必要書類

申請書、本人確認書類の写し、振込先口座のわかる通帳の写し

*口座振込による受け取りなどが困難な場合は、生活支援対策担当までお問い合わせください。

ご不明な点がありましたら、以下の問い合わせ先までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

姫路市総合窓口センター 生活支援対策担当

電話 221-1530